

亀山市公告第6号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定により亀山市鳥獣被害防止計画を定めたので、同条第9項の規定により公告する。

なお、当該関係書類を亀山市産業環境部農林振興課農林施設グループに備え置いて縦覧に供する。

令和5年1月30日

亀山市長 櫻井 義之